

第二章 元 本

1 總 說

宋本は著録せる者だに此く少きも、元本に至りては吾人の目睹せる者に

圓沙書院延祐本

同 泰定本

吾が内閣文庫十一行本

同 十二行本

内藤博士藏十二行本

至正丙申(十六年)本

至正二十六年本

建安鄭氏本(四部叢刊に景印せるもの)

の八種、また著録によりて知らるゝ者に

建安蔡氏本

鉄琴銅劍樓藏本

第二章 元 本

天祿琳瑯書目に載せたる者
開封府所翻元本

の四種あり。建安蔡氏本は訪古志に記す所にして本朝に存したるなれば内閣文庫の十一行若くは十二行本が其ならんかと思はるれど、十一行本は今第一卷を缺きて訪古志に云へる刊記の有無を検しがたく、又十二行本には此の刊記も訪古志に云へる新編正誤などの語も無くて別種たること明かなれば今は別に出せり。則ち少くともこれら本は訪古志の諸先も知らざりし者なり。吾人何の幸ぞ此の天祿琳瑯の秘寶を手にするを得んとは。昭代獎學の化誠に感泣すべきなり。

さて元本はその卷首に玉篇廣韻指南なきもの(各本の條の3、4)とあるもの(同上のその他)との二種あり。天祿琳瑯書目の記する所にては宋本既に亦之を收むるもの有るに似たれども、今は普通のに従ひて本章に於て之を記すこととせり。又指南ある者にも足注、節注その中間の三種あること下の各本の條に之を悉すべし。

2 玉篇廣韻指南につきて

天祿琳瑯書目の元本玉篇に跋したる中に「未だ玉篇の下に廣韻の二字を綴れる者を見ざれば、此は強ひて牽合せるなり」の文あれども、今宋本廣韻を見るに此の指南の若干をその卷末に

附せること左の如し。

字有六書	廣韻二	双聲疊韻法	廣韻一
字有八紘	廣韻三	四聲五音九弄反紐圖	
切字要法		羅文反樣	
辨字五音法	廣韻四	奇字指迷	
辨十四聲法	廣韻五	字當避俗	
三十六字母五音五行清濁傍通撮要圖		字當從正	
三十六字母切韻法		字之所從	
辨四聲輕清重濁總例	廣韻六	字之所非	
四聲五音九弄反紐圖序		上平 下平 上聲 去聲 入聲 證疑	
五音聲論		分毫字辨	

この玉篇廣韻指南が何人の手に成れるか、大中祥符の重修の時には未だ世に存せざりしか、既に世に存したれども採入せられざりしかは俱に今は知り難し。但し大中祥符に重修の事に従ひし丘雍が大中祥符三年に篇韻筌蹄を上れる事の本傳に見えたるは見逃すべからざる事實ならん。その篇韻の語が玉篇廣韻たるべきは云はすもあれ、指南筌蹄また同義の語なれば其の内容は必ずやこの筈の物たりしなるべし。さはあれ其は此の種の物の出づべき時代た

るを證するのみ、其の篇韻筌蹄一たび面を換へて此の指南となれりといふには非ざるなり。而して廣韻には上記の六項を全部とするを見れば玉篇と廣韻とに共通せる指南の義にて此の名あるも亦可ならずや。故に吾人は最初一種の物ありて玉篇にも廣韻にも收められたれば玉篇廣韻指南の名ありしが、後その内容に異動を生じて一は廣韻に存するもの、如く簡短なるものとなりて標題もなく卷尾につき、一は幾多の増廣を経て玉篇に存する者となりて其の卷首に出されたる上に玉篇廣韻指南の名さへも獨占するに至れるものと思惟するなり。

こゝに於て吾人の想起するは玉篇三十一卷と著録せる隋志の文なり。玉篇と同時の作とすべき文心雕龍(梁の劉勰の撰)の卷末に序志一篇あるが如く、玉篇にも第三十卷の後に猶一卷ありて字有六書などを始め法苑珠林に引ける如き文をも載せ、又今の序啓をも收めしを以て珠林には打任せて序と云ひたるなるべく、果して然らば此の指南に原の末卷の幾分を存せると否とに關せず、この種の物の存するは中々にゆかしといふべし。然るに其の末卷は夙に佚したるを以て五代石晋の時劉昫等の舊唐書を撰びし際には僅にその一部を卷末に附せるに止まるによりて直に三十卷と録せるに非ざるか。

この指南は極めて古き部分をも或は然らざるをも併存するに似たり、以下少しく之を詳にせん。

(1) 字有六書 字有八體

六書の順序は廣韻卷尾のと同じければ宋初に行はれたるものか。之に比較的近きは明の楊慎の丹鉛錄に張有の復古編今の安邑葛氏本には見えすを引ける象形指事會意諧聲假借轉注の順序にして第二に位せる指事を第四に引下せば正に之と同じからん。張有は仁宗の皇祐中に生れたらんの説(葛氏本附録にあり)を用ふれば彼の大中祥符よりは四十年の後なり。又六書の例は説文序と同じけれど轉注のみは左轉爲考右轉爲老を出せり。此は唐の斐務齊の切韻に出でたる事宋の郭忠恕の佩觿に見えて一種の俗説なれども當時には有力なりしに似たり。

字有八牀も亦廣韻と同じく、將た説文序とも同じ。

(2) 切字要法

因煙秦前の下に説明せる所を見るに全く韻鏡にていはゆる助紐字なり。而も韻鏡又は切韻指掌圖のと同じからずして却て明の宣德中に成れる韻學集成(章黼の著)に近きものあり、請ふ少しく之を比較せん。集成の七音三十六母清濁切法に曰はく

見	經、堅、溪、輕、牽	群	擎、虔、疑、迎、妍	即ち韻鏡の牙音
影	因、煙、曉、興、軒	匣	刑、賢、喻、寅、延、勻、緣	喉音

精	精、箋	清	清、千	心	新、仙	從	秦、前	邪	錫、延	齒頭音
津	煎	親	千							
照	征、氈	徹	稱、燁	審	聲、鮮	澄	陳、塵	孃	紐、聯	禪、神、禪
知	眞、氈	穿	噴、昌		身、羶	床	榛、潺			照穿床審禪は正齒音
端	丁、顛	透	汀、天	定	亭、田	泥	寧、年	舌頭音		
幫	賓、邊	滂	娉、遍	並	平、便	明	民、綿	重唇音		
非	分、蕃	敷	芬、蕃	奉	墳、煩	微	文、楠	輕唇音		
日	人、然			來	零、連	隣、連		舌齒齒舌音		

とあるものを此の切字要法に比するに用字の全く同じき者二十一、半ば合ふ者七(すべて二十八の場合に於て)にして頗る相近きを見る。さばれ其處に見逃すべからざる一事あり。切字要法は二十八の場合を出し、更に「四字無文」として二の場合を設けたれば切字を立つる者三十

に止まりて齒音の床舌音の孃、輕唇音の全部非敷奉微の六母を缺くことはなり。

そも「字母三十の説は古來無き事に非ず、音韻日月燈(明の呂維祺の著)に

大唐の舍利字母三十を創む、後溫首座増すに孃床幫滂微奉の六母を以てしてこゝに三十六字母と爲る

とあるの類なり。されど切字要法のは幫滂を存して非敷を缺くなれば舍利の舊とも云ひがたし。又古に輕唇音なしとは錢大昕の持論にして十駕齋養新錄に詳論せられたれど、此の要法がさる古を傳へたりとも云ひ難し。清の邵長蘅の説によれば元の至元中に成るとすべき古今韻會舉要にも知と照、徹と穿、澄と牀を併せたれば三十六字母に順從せぬは元初の風氣にても有るべく、韻學集成が三十六字母に復し乍ら此の切字要法と此く迄に同じきは亦俱に承くる所あるを思はするに非ずや。

四字無文につきては宋の句中正の有聲無字の著作を併せ考ふべきか。其の書今傳はらざれども、句の傳に

詔を被りて篇(玉)韻(廣)を詳定す。太宗因りて中正に「凡そ聲ありて字なきもの幾何あるか」と問はれたれば、中正退きて條して一卷として獻す。上曰はく「朕も亦二十一字を得たれば之を并録すべきなり」と

とあり。増補の文字亦二十字に上るを見れば句の一卷も相應の量ありけん。

韻鏡の張氏序例にも列闡の條中に有聲無形に論及せり。但し今無文とせる非には分蕃(指掌圖には分蕃に作る)微には文構(指掌圖も同じ)の助紐字を附せるに、今これらを附せぬはいかなる理ならん。

要法の後文に右七十字乃切字之要訣也といふは數字の十字、秦前等の五十六字、無文の四字なり。數字十はたゞ順位を示すに非ずして一は影母、二は日母を代表するものとせらる。數字を此く用ふるは牽強なるべきも

一影母	二日母	三心母	四邪母	五疑母
六來母	七清母	八幫母	九見母	十禪母

の如く分配せられて複するもの無きよりすれば亦一着眼といふべし。

又喉聲の例として歌字を出せり。歌は韻鏡指掌圖ともに牙音とせるものを。

(3) 辨字五音法

亦廣韻のと同じ。この五音の立て方は宋本の五音聲論と同じけれど、例示せる文字多くは同じからず。又陟珍を齒聲にかけたるは知徹澄を照穿牀に併せたる自然の結果なり。

(4) 辨十四聲法

廣韻には辨十四聲例法に作れり。出せる文字も大同少異。例示せる文字によれば開口合口蹴口の三聲は發音時の口の狀態にて、開口はA、合口はM、蹴口はUにて終る者の如く、その他

は牙聲の文字が前の辨字五音法のに合ふの外は唇舌齒喉の四聲すべて然らず。前のは發音時の口中の局位より云ひ、此は主として唇舌の活用より云ひたる爲ならん。能所の二字は發音の始終を云ふかに思はるれどその輕重常に同じきは別の義なりや。

(5) 三十六字母五音五行清濁傍通撮要圖

五音を五行に配當するは前に律歷志の文を引きて之を明せり。

全清、全濁、不清、不濁を清、濁、清濁とせるの異はあれど、其の立て方も配當も韻鏡のと同じく、但韻鏡に齒頭正齒を二分せるを用ひず。

(6) 三十六字母切韻法

こゝに出せる所は略上の切字要法と同じ。而も此く重ねて出せるは集成の切法に二つ出せる音の中、切字要法に取られざりし他の一つを復こゝに現せる如き所も有れど並字に於ては必ずしも然らず。且、上の切字要法にては三十字母の説を用ひ乍ら、今こゝに再度まで三十六字母を出して前後撞着せるは二つの系統のものを兼收せるか。

(7) 切韻内字釋音

切韻法に用ひたる文字中、八字の音を釋せるものたるや論なし。構が晩の祇が顯の平聲たりとせるは韻鏡と合ふ。呐の平聲は韻鏡第廿四轉になし、女聯の切は第廿三轉の字となりて開合の差あれば韻鏡とは同じからず。徹の平聲は韻鏡には脰を出せとも脰廷同音なれば同

じといふべし。

この後文に音和互用類隔往還の名目あり。蓋し音和とは同音同母同韻同等を取り、類隔とは取る所の字の輕重清濁が切字と符合せぬ者の稱なりとす。又互用とは眉兵切たるべきを武兵切とせるものと例示せり、蓋し此は眉は明母、武は微母の字なる故にして、武字合^{ハベキモノナレバ}歸^ス微字母^下也の説明もある所以なり。但し廣韻に縣の武延切を類隔とし、名延切を音和名は明母とせるに據れば此の武兵切も亦類隔ならんのみ。互用を類隔に分つの非なるは僧文雄の翻切門法にも互用は類隔の異稱なり、韻學者流異なりとするは非なりと云へる所。

類隔往還はその例を出さねばいかなるものを指すかを明にしがたし。翻切門法には

本邦古來之を往來と稱す、其の品居多なり。總てこれ類隔の屬なるのみ、もと正法に非ず。と云へり。

(8) 辨四聲輕清重濁總例

廣韻には辨四聲輕清重濁法の名にて出されたる者なるが小異は有り。

文字の數に於て本書は上下平、上、去の輕清重濁各十九字、入の輕清十三字重濁七字すべて百七十二字なるに、廣韻は上下平、上、去の輕清重濁各二十一字、入の輕清十四字重濁七字すべて百八十九字の多きに上り、又出せる文字にても

上平輕清				上平重濁			
本書	其	之	春	弘	陳	員	從
廣韻	陳	弘	員	之	眞	春	朱
	弘	員	從	風	降	風	飛
下平輕清				下平重濁			
本書	青	先	針	翹	璿	晴	幽
廣韻	紬	幽	牆	青	先	針	昭
	名	翹	璿	幽	牆	紬	氈
上聲輕清				上聲重濁			
本書	比	耿	傲	照	姊	杏	丑
廣韻	丑	昶	丈	比	兩	耿	始
	皿	杏		豈	放		
去聲輕清				去聲重濁			
本書	賦	送	廢	惠	字	壤	縣
廣韻	惠	壤	縣	賦	廢	送	態
入聲輕清				入聲重濁			
本書	閣	博	訖	穴	籍	學	擲
廣韻	嶽	學	穴	博	閣	訖	出

の五十組は同じからず。之を韻鏡が清濁を分てるに比すれば

本書清として韻鏡亦清若くは次清とせる

眞之春朱飛風青先針川昭嬌比耿傲豈始賦送廢閣博訖出

24

本書濁として韻鏡亦濁若くは清濁とせる

弘陳員從降翹磻晴幽牆紬皿杏丈惠字縣穴籍學擲

21

本書清とせるに韻鏡濁若くは清濁とせる

0

本書濁とせるに韻鏡清若くは次清とせる

江姊丑昶壞

5

即ち本書が韻鏡に合ふは十分の九にして、本書が韻鏡に近きは即ち廣韻の韻鏡に遠きことたり。知らず廣韻のが正されて本書のになれるか、本書のが誤られて廣韻のになれるかを。

この次なる四聲五音九弄反紐圖序や五音聲論はともに宋本のと同じ。

(9) 双聲疊韻法

廣韻に在るものと全同。岡本況齋の音韻答問錄にこの法を釋せる大要に

先双聲後疊韻とは灼良切といふには先づ首に灼といふ、是主とする章の字の双聲の文字なり。其よりして後に良といふ、是主とする章の字の疊韻の文字なり。

正紐入聲爲首とは此章字の反切にては灼良といふやうに入聲を首にいふを正面の正しき反切なりといふ。

到紐平聲爲首とは灼良を倒に反切する時は良灼と云ふやうに平聲を首になすとなり。

双聲平聲爲首とは今この章灼の上にて云はゞ灼を先に云はで章灼とやうに平聲の方を首にいふとなり。若この章字去聲ならば去聲(上)の字によるなれば平聲爲首とはいひ難し(爲首とやうに云ふべきなり、聊か無理なる云方なり)。

疊韻入聲爲首とは灼略の上にて云はゞ灼字主になれば灼を主にいふとなり。此はもと無理なる書方なり、引合に出づる方の文字を首きには云はす其主なる文字(こゝ)に取りては入聲灼字なりを首にいふと云ふべきことなり。

とあり。今按するに平聲爲首、入聲爲首など唯この灼良切につきて云へるにて一般の通則を立てたるならぬは聽剔の双聲には去聲爲首とあるにても明かなればさして無理なる書方にはあらざらん。

又この双聲疊韻の表の淵源につきて清の紀昀の沈氏四聲考には左の如く云へり。

この圖漁隱叢話(南宋の初の胡仔の著)にも嘗て之を引きたれば其の來るや久しく、後人の附益に非ざるなり。但姓氏を載せざれば何れの時より傳はれるかを知らぬが、反紐圖の序を以て之を考へて乃ち休文(沈約の字)の舊たるを知りぬ。序に神珙以前に反紐圖を爲るもの凡そ三家、梁に沈約あり、唐に陽寧公釋處忠ありて二家の譜は詞理稍繁しと稱せるに、此の圖の法を立つる甚だ畧なれば二家の書に非じ。而して平上去入の疊韻双聲横行

直下せるも正に皆平書して碎尋見難しと稱する所の者と合へば豈四聲譜中の遺製の歴代相承せられて之を韻末に著しゝに非ざらんや。且つ唐人の官韻にては庚耕清青の四部は離絶して通ぜず、通用するは乃ち沈氏の韻なるに此の圖題井廳精を以て疊韻とせるも亦唐以後の音に非ず。陸法音竊に沈韻に據り此の圖を并せて竊に之に據りしが、儒者其の書を用ひざれば始まる所を究むる莫かりしに、神珙等専家の學にて遞に相授受して猶よく其の源流に道りしと知らるゝなり。

次の四聲五音九弄反紐圖も亦宋本と同じ。

(10) 羅文反様

羅文が眞より斜に職に至る四字を云へるは前に述べたる所なれど此の圖の如くあらゆる各字を斜に結ぶべきには非じ、羅文の語に引かれて誤會せる所あるか。

(11) 奇字指迷

特殊の形若くは音ある者廿五字につきて述べたり。

无 説文に無の奇字とせるもの。天屈西北爲无の王育の説をも引けり。

惟維唯 尙書、毛詩、春秋にてこの三字の用ひ別けられたるを云へり。説文によれば惟は凡思也、維は車蓋維也、唯は諾也にて各實義あれども、今は助辭として用ひたるを云へるにて、王引之の經傳釋詞にも「惟は發語の詞なり、字或は唯に作り或は維に作る。惟は獨なり或は

唯維に作る」と云へり。

打 韻會に都瓦切を出せり、雅と瓦と開合の異。

倣 同書に作、俗作倣非と出せり。博收の名ある集韻には猶之を收めず。

星宿 廣韻宿韻に宿音秀星一亦一留留宿宿宿留待也宿音秀とあり。

番禺 番の音播たるをいふならんが、其は番吾の時にて番禺のには非ず。戰國策の秦甲涉河踰障據番吾則兵戰於邯鄲之下矣の釋文に番音婆又音蒲亦音盤とある者なり。廣州縣名の番禺は廣韻にも潘普官切の下に出して奇字にはあらず。

欸乃 を襖靄と讀むは柳子厚集の注に一本作襖靄と異文を出せるを誤會して直に欸の音襖乃の音靄とせしものにして、其の非なることは劉蛻文集には湖中靄廻曲、劉言史の瀟湘詩には閑歌曖廻深峽裏と有るなどにて明かなりと云へり。されど宋代に既にこの讀ありしは黃山谷の説として欸乃湖中節歌聲、音襖靄と傳ふるにても明白。

瀧水 德慶府は清一統志に宋開寶五年廢康州以縣屬端州云々紹興元年升爲德慶府とあるもの。瀧水は一名晋康水、德慶府の東南十五里に在りて硯石を以て有名なる端溪の西方。

万俟 集韻万の條の万俟虜姓には墨の音、俟の條の万俟虜姓には其の音とあり。

汨羅 原本玉篇の水部は今存すれど汨字を收めず。宋本には

汨 莫歷切説文曰長沙汨羅淵也屈平所沉之處(説文にては从水冥省聲)。

汨 古沒切又爲筆切水流也(説文にては从水曰聲)。

とあり。今縣名とあるは漢書地理志にいはゆる羅縣ならん。縣北帶汨水、屈原、屈原自沉處と注せるもの。此く羅縣と汨水とに親密なる關係あらんには縣名と江名とによりて其の讀を異にすべからず。今次行に汨羅汨音密 江名と出せるは何の謂たるを知らず。

句讀 音豆は徐邈の周禮の音。

祖免 免音問は禮記檀弓の鄭注に見ゆ。通雅に相沿稱五世之服爲祖免唐有議祖免禮、宋有詔宗族祖免之後不復推恩とあり。

牂牁 牂牁に作るを正とすとて楊用修は牂牁今貴州地其江水迅疾難渡立兩牁于兩岸中以繩絙之舟人隨繩而濟予見盤江與崇安江皆然、因悟古人制字之義。牂牁今从戈謬甚、別作牂牁非と云へり。蓋弋によりて兩牁の義を表さんとするもの。但し蜀の江ならば貴州のとは別か。前漢書南越傳にもこの江を出せり。

宿留 星宿の條下にあり。

冒頓 史記匈奴傳に單于有大子名冒頓とある索隱に冒音墨又如字と云へるを漢書同傳の宋祁注に至りて冒音墨頓音毒無別訓と云へり。今こゝに沒突と音せるは尾韻にクツの異あり、且直に匈奴名とあるもいかゞ。

可汗 この語北魏書を初出とす、慧琳一切經音義の玄奘法師本傳に「可汗音寒假借字也北狄王

號」とあり。又通鑑の唐武德三年の注に可从刊入聲、汗音寒とあるは俱に此の克寒の訓と合はす。

闕氏 史記索隱に闕氏舊音曷氏と云ひ、漢書顏注に闕音於連反氏音支と云ふ。こゝの訓顏注と合ふ。

用里 唐の李匡父の資暇錄に漢四皓其一號用里、用音祿今多以覺里呼乖也とありて佩觿にも之を引けり。

龜茲 佩觿に又龜茲爲丘慈とあり。

曹大家 胡三省の通鑑注に曹大家今人相傳讀曰姑とあり。

奎 龍龕手鑑に「烏本反坐也とあり。

衮 字彙補に烏懈切音矮篇韻短也とあり。

箇 同書に布選切音扁見南粵志とあり。

(12) 字當避俗

菴 廣韻庵を小草舍也、菴を菴蔕草とし集韻庵蔕を園屋曰庵或从艸、菴菴を菴間艸名或作菴とす。此に云へるも屋舍の字ならんが混用といふべし。

電 古にはあれど奇を好むものか。

畫 廣韻集韻ともに田に从はぬを俗作とせり。

と弊との間にこそ正俗はいふべけれ。正作槩は槩の誤か。

既 説文に从𠂔无聲の字、こゝに云へるは妄。

卷 説文にては从𠂔从𠂔の字、𠂔は从𠂔采の字、今𠂔を正とせるは𠂔を脱す。

高 九經字様に高高上説文下隸省とあり。

嘗 同書に嘗嘗上説文下隸省。

康 説文𠂔の省文に𠂔あり、即ち康の正𠂔。こゝのは稍異なり。

黄 干祿字書に横の旁を黄に作る。

坐 説文に从土从畱省とあるより云ふか。坐もその古文の形なり、正しからざるに非ず。

竹 こゝに正と云へるは篆𠂔に似たり。

閼 説文に从門从兒とあれば閼を正しとすべし。こゝの注の字亦門に从ふは誤れり。

疊 こゝに正と云へるものこそ誤りたれ。

栗 正といふもの説文に合ふ。

對 これも。

直置 干祿字書に置置上俗下正 といへると合ふ。

截 説文に从戈雀聲とあり。

槩 は黄木槩は伐木餘にて別字。この槩に艸を加へたるを爾雅に始也廣雅に罪也とあれど

槩とは風馬牛。

烽 廣韻に𠂔烽上同とあり。今𠂔とあるは或は𠂔を脱したるか、又は烽を重ねたる新𠂔か。

(14) 字之所從

解 説文と合ふ。

麥 説文は𠂔と云ひて𠂔と云はず。

次 𠂔は音氷。

鍊 从火は鑠冶金と解してタラスの義。鍊のネルとは異。

妃 五經文字にも从戊己之己とあり。

季美涼 ともに説文に合ふ。

出 从山非と云へば出を正とせるか。九經字様には作出者訛。

哲 説文にては哲从折从日 哲从折从白 の兩字あり。今上を折とし下を白とするは如何。

喬看盜 ともに説文と合ふ。

邦 干祿字書に邦俗。

莽 説文と合ふ。

𠂔 同書にては从人从羊なり。今几に作るは非。

異 同書にては从升从𠂔。

減 ヲに作るを干祿字書にも俗とせり。

尊 金に从ふは説文にては別字なり。缶に从ふべきを誤りて金にも从へるか。
冬尋戌 説文に合ふ。

投 五經文字に作投訛

輕 輕の形は干祿字書に輕輕上通下正 とある通舛の小變。

彰 章と彰とは別字。今从彡とあるは彰たるべきに章を用ふる(文章など)をいふか。

周吉 説文と合ふ。

晉 从口は干祿字書に晉晉上俗下正。

乾 干祿字書に乾乾上通下正、九經字様に作乾音虔、作乾音干とあり。

亡 从入は从入の誤。

衡臥 説文と合ふ。

步 干祿字書にも歩を正とせるほど其の誤や尙し。

雞 鳥に从ふは説文に籀文とせり。

麼 韻會舉要にも从么、从么誤也とあり。

勇 从角从刀の字なし。勇を角力と考へしか。

告 説文と合ふ。

泉 五經文字に今唯泉字从朮、經典久相承从木、今故移附木部後以明不从木とあれば从木も久し。

兩 韻會舉要に引ける説文には从冂从从徐曰从二入也とあるに合ふ。

項員 説文と合ふ。

佞 同書にては从女信省聲なれば从二は稍疎。

吳 集韻に俗从口从夭非是。

沙 廣韻に砂俗。

觀 偏の舊は从隹从艸に叩聲の添はれるなれば从艸といふなり。

貸 説文にては从貝代聲なり。今从人从亥と云へるは人に貸められて(説文に従人求物也の求)貸すと考へたるならん。

博 今从十とあるは干祿字書に博博上通下正 とあるに對するか。

鼓 説文には从壺支とありて干祿字書にも鼓鼓上俗下正 とあれど、又廣韻には鼓を本字として亦作鼓と出す。

飯 廣韻に飯餅上同俗又作餅とあり。

貫 从母とあるは筆誤ならん。

字當從正、字之所從の二節は大躰に於て説文の所立と合へり。

(15) 字之所非

開 開は説文にては別字、但し干祿字書にも開關上俗下正とあり。
羣 廣韻に亦作群。

勤 干祿字書にも勤勲上勤勞下暨勲とありて異字。之を異舛として用ひたるか。
賢 集韻に古作賢。

弦 五經文字に琴瑟弦亦用此字、作絃者非。
然 廣韻に俗作燃。

茅 韻會舉要に俗作茆非。

躡 説文の篆舛は𠂔の中央に頁あり。今之を非とするはいかゞ。

褻 干祿字書に褻褻褻の誤ならん並正とあり。蓋し朶に从ふと保に从ふとの異なるが保の古文亦保に作るなれば竟には同じきに歸すべし。

嘉 佳とは全く異字。

章 説文に从音从十とある字なれば、今いふ所却て非。

杭 廣韻にも杭梗上同 梗俗。

亨 九經字様に今經典相承隸省作享作亨。

扁 向に从ふは刁邐墓志にもあり。

粵 説文には从亏从朶とあれど、廣韻には亏に从ふを出せり。

穎 韻會舉要に穎の條に从水从頃俗作穎非と出せるこそ奇なれ。普通は穎の一舛あるのみなり。

朽 朽は全く異字。未だその混用を聞かず。

帚 廣韻にも帚俗。

養 養俗養正と干祿字書に見ゆ。

仿 集韻に仿仿或从彳。

棗 韻會舉要に俗作棗非。

麤 毛詩釋文に麤俗作麤。

灑 説文にては灑は汛也、洒は滌也にて別字なれど、又洒の解に「古文以爲灑埽字」ともあれば無下に非とも云ひがたし。

𦰩 干祿字書に𦰩𦰩上俗下正。

筍 同書に筍筍上通下正。

允 九經字様に作允者訛。

阜 説文に臣鉉等曰今俗以草爲艸木之艸、別作阜字云々、俗書或从白从七。

凡 干祿字書に凡凡上俗下正。

滿 この俗舛未だ管見せず。

倭 廣韻にも倭と出せり。

沈 説文にも臣鉉等曰今俗別作沉。

燈 韻會舉要に燈从火俗作灯非是。

兜 この俗舛未だ管見せず。

付 廣韻にも冉を本字として亦作付とあり。

陝 こゝの注、本文と異ならず、わが慶長翻刻本には注文を陝とせり、本づく所あるにや。五經文字に案字書狹義當作陝、相承以狹代之とあれば注文或は狹に作れるか。

諂 干祿字書に諂諂上土刀反下丑冉反とありて異字。

器 同書に器器上通下正。

默 説文に从犬黑聲とあれば左扁の上を里とすべからず。

替 替の本字は替なること九經字様に替替上説文下隸省とあり。又替は説文に从曰𣎵聲七感切にて全く異字。因にいふ替の上を先にも作るは其の或舛にて説文にも見ゆ。

第 干祿字書に第第次第字上俗下正とあり。こゝの注のは第の小變。

逮 説文に臣鉉等曰或作迨。

奈 同書には奈字あるのみ。廣韻に至りて奈奈何奴箇切又奴帶切、奈果木名奴帶切と出し、韻會舉

要には俗作奈非、増韻別出奈字今仍并とせり。今この云ひ方は奈何に奈を用ふるを非とせるならん。

匄 同書の亡部に乞也亡人爲匄とあり、廣韻に匄乞也亦作丐と云へるもの。

俊 五經文字に僞俊二同と云ひて人に从へるが、韻會舉要に亦省作僞とあり。

束 束は説文に从口木、又束は象形とありて全く異字なれど、其の混用せらるゝこと五經文字に束を毎に束に作れるにても著し。

效 廣韻に效効俗。

設 これを設に作るは干祿字書に役を役と出せる類。

盼 説文に盼は从目分聲。𠂔は字書に收めぬが韻補に盼一作𠂔、舉要に盼亦同盼とある𠂔又は盼の更に認れる者か。

縛 縛は專に从へるにて異字。

斲 斲は斬也、斲は擊也にて異字。

漆 舉要に當作柰、作柰非。

戾 こゝの注、本文と異ならず。わが慶長翻刻本の注文は大に从へり。干祿字書に戾戾上俗下正とあるに合ふ。

義 注に作文非とあり。わが慶長翻刻本には作入非とあり。俱に未だ明らめがたし。

臘 廣韻に臈俗。

互 上の字當避俗の條にも出づ。

奠 从八从酉は上半をいふならん。从六は其の下半なるべし。

繕 廣韻に豁繕上同とあれど説文には谷部に收むれば豁を非とし、韻會舉要に繕俗作辣とあれば辣を非としたるならん。この文わが慶長翻刻本には作豁辣非。

(16) 證 疑

上平廿五例、下平十六例、上聲十六例、去聲十例、入聲十四例すべて八十一例は疑似に涉れる二字(去聲の灸の一例のみ三字)につきて證解せるもの。

この種の物としては佩觸に平聲自相對、平聲上聲相對として疑似に涉れる二字を出せるあれど、本書が彼より出でたるに非ざるは其の相同じき者廿九例に過ぎずして、且その記述も同じからざること左の如し。

本書 鍾酒器 鐘樂器 丰音峯 丰柯邁切

佩觸 鍾鐘上酒器 半丰上芳風翻 下鐘器 下音界

然らばこの證疑五章は本書より摘出せるものなるかといふに。

證疑 古肴切 於離切 遲 直利切

本書 同芽々居包切 於宜切 歟嘆詞也 除梨切

第二章 元 本

玉篇の研究

の如く相異なればは恐らく然らじ。而も此の三字の音切は俱に廣韻のと同じければ更に尤より歟まで十六字中の音あるもの十四字を廣韻に檢するに其の同じからざるは丰支敬の三字にて其の他の十一字は吻合せり。此に由りて觀れば證疑五章は玉篇よりも廣韻に近く、或は廣韻にこの證疑を附したる本もそのかみ存したるなるべく、玉篇廣韻指南の名も倍々斥くべからざるなり。

この次の分毫字辨亦宋本の分毫字様と全同なり。

3 宋本との比較 一 文字を出す順序

元本が宋本に異なる第一は文字を出す順序なり。原本は説文に有る文字を略その順序に出して新加せるものをその後附し、宋本亦その順序を襲へるに、元本の多くは注文の長さの同じきものを並べて大字は行中の同じ段に在るやうに配列せり。

今原本宋本元本を比較するに欠部にては原本一〇三字、宋元本俱に一四八字なるが二字以上の連續にて原本に同じきもの宋本にて十四ヶ所六十四字なるに元本にては五ヶ所八字に止まることゝなれり。

4 宋本との比較 二 注解

元本が宋本より出で、之を簡略にせるものたるは何人も直に之を認むるを得ん。

宋本

元本

碧彼戟切、山海經云商山下多青碧、郭璞曰、亦玉

類、今越瀉會無縣、東山出碧、莊子曰、長弘死於

蜀、其血化爲碧、說文云、石之青美者

封甫龍切、大也、原也、鄭玄曰、起土界也、大戴禮五

十里爲封、白虎通曰、王者易姓而起、天下太平

功成、封禪以告、太平封者、金泥銀繩、或曰、石泥

金繩、封之以印璽、孔子升太山、觀易姓而王、可

得而數者七十餘封是也

齊側皆切、易曰、聖人以此齋戒、韓康伯曰、洗心曰

齋、防患曰戒、又敬也

時には左の如きも有れど極めて希なり

閏如舜切、閏餘也、說文云、餘分之月五歲再閏、告

朔之禮、天子居宗廟、閏月居門中、周禮云、閏月

詔王居門終月

第二章 元本

三二一

玉篇の研究

三二二

鼎 丁冷切、所以熟食器也

丁冷切、器也、所以熟食者、又鼎、爐也、又新也、又

また注の長短はとにかく、元本のが優れるもあり

謙 苦嫌切、輕也讓也、敬也

詔 諸曜切、告也、教也、道也

寧 奴庭切、願詞也

謀 徒頰切、伺也

欣 虛殷切、喜也

全く異なるも無きに非ず

猷 所洽切、口猷也

餘 與居切、殘也、堯也、非也、皆也

餽 居位求位二切、說文曰、吳人謂祭曰餽

而して此等の宋本と異なる部分は其のまゝ原本に存せりやと云ふに

謙の卦名は原本にもなし。

詔の王言下也

寧の安也、は野王案、今亦以爲安寧之寧とあり

謀の探言也も

欣の欣然觀喜也も

耿の口耿也も

餘の殘也刺也多也も

餽の遺食也も皆原本に無し。

にて寧の一字の外は之を原本に求むべからず。乃ち知る元本は其の撰成に方りて別に或る増補をなしたるものなるを。

5 宋本との比較 三―その他

元本が宋本に異なるもの、第一に新加偏旁正俗不同辨、類隔更音和切あり。新加偏旁正俗不同辨とは偏旁の正俗を辨じたるものにして、類隔云々は書中の音が類隔たりとて音和の反切を示したるものなり。

宋本にても卷十及び卷三十の尾にこの兩者を出せるに、元本はその兩卷に同様の物を出せる上に又卷十八の尾に之を出せり。此は直に宋本の脱漏とすべきか。余は寧ろ元本のを怪しまんとする者なり、何ぞや。

卷十に出せる嘆。喙。顰。卷三十に出せる它。礪。腹。の音切を見るに它の字の外は悉く卷中の音切

玉篇の研究

と卷末のと合へり(いふ意は卷末に嘆敕旦切今他旦切とあれば卷中にも敕旦切とある類)。然るに卷十八のは榻罩瞿毘の四字に於て榻罩の外は相一致せぬこと卷末には

瞿都教切今中教切 毘房之切今類之切

とあるに卷中には

瞿丁孝切 毘房背切

なるが如し。他の二所にては1/6のみ齟齬するもの此處にては1/2に上り、且つ卷二十に在りてこそ釣合ふべきに突然卷十八に存するも妥當ならねば或は元本の多きは後人の加へたるものならん。

第二に元本の本字の取り方、宋本と異なるものあり。宋本にては

罍 縛牟切兎罍也 罍 同上

なるを元本には

罍 縛謀切兎罍也 罍 同上

とす。蓋し説文には罍を出すを以て徐鉉は隸書作罍と注したれど、其の後廣韻禮部韻略は罍をのみ收めたれば元本も之を正とせるなり。又協協の二字説文にては

協 同心之和也胡頰切

協 衆之同和也胡頰切

と出して異字とすれど音義俱に近ければ五經文字には協、また協の字ありて此の字と同じく

並びに和と訓ず、案するに古文に叶に作れば十に从へる者、義長ず」と云へり。その爲にや宋本には協あるのみにて協は出さざりしに、元本は協を彳部に出しし(心部には出さず)如きこれなり。

6 元本の誤謬

元本の誤謬とするの外に辯護の餘地なきものあり。その一二を云はゞ

玉部琒は璇の別舛なること璇の注にも有りて宋本は相連ねて出せり。元本は之をひき離して琒を璫の下に出せるに猶同上と注せり。同様の誤は女部虵の字にも有り。

𧈧部に𧈧字を本文とす。宋本を檢すれば𧈧に作れり。蓋し𧈧の注に擊𧈧也と有りし𧈧が本文となりしなり。

𧈧部にて宋本は𧈧無倣切云々𧈧𧈧並同上 𧈧古文の四形を出せるに元本は𧈧無倣切云々𧈧𧈧同上 𧈧𧈧文 𧈧古文の五形としたれば、𧈧の一形を増し、𧈧の古文たりしを𧈧文と云はざるべからざるに至れり。此は原本より承けたるにや。

虫部の元本に𧈧字第三行と第九行とに疊見す。宋本にも重出はありたれど此處にてはこの拙なし。

𧈧部の𧈧字宋本には點なきに元本は悉く𧈧に作る。韻會舉要に云はすや不𧈧點俗作𧈧非。

其の元本にしも怪我の功名といふべき一事あり。鼓部の旁を宋本は悉く支に作れるに元本は𧈧に从へることなり。蓋し鼓字は説文にも支に从へれど其の誤謬なるべきこと清朝小學家の殆ど一致せる所なるに元本の支に从はぬは稱すべきに非ずや。而も其をも怪我の功名として其の價值を認むるに吝かなるは何ぞ。

説文に十に从ひ力に从ふ字ありて解して材十人也といふ。傳寫の間に十に从ふもの訛りて心に从ひけん、宋本に十に从ふ字の外に心に从ふ字をも收めて功大也といふ、蓋し十人の材を兼ねたるもの、功や大なればならん。廣韻集韻に心に从ふものを收めぬは説文に忠なりしか。五音集韻(金の泰和中即ち南宋の嘉泰に成る)に心に从ふ字を收めて功大とも材十人也とも解せるは十に从ふものの義をも混採せるなり。然るに元本は心に从ふものを解して思也とせる、郷壁虛造なるべく、力に从へるに於て十人也として材の字を脱せる亦粗なる類多ければなり。

總目には三百十一明、三百十二𧈧とあるに卷中にては𧈧部三百十一明部三百十二とありて一致せず(宋本は俱に明𧈧の順序たり)。近年四部叢刊の玉篇に附したる玉篇總目偏旁篆書之法(宋本より出づといふ)にても亦明𧈧の順序なれば、元本の卷中のは亦さがしを加へたる者ならん。

因に云はん清の洪頤煊の讀書叢錄卷十一に玉篇に關する者廿五條ありて元本につきて

述べたり、往看すべし。

7 各 本

(1) 圓沙書院延祐本

吾が宮内省圖書寮に藏せらる。楊氏の海源閣にも存して其の楹書隅録に

元本大廣益會玉篇三十卷八冊

時在正統十三年仲秋月吉日讀卷二十の末に在り、讀の下に尙一字有り。當にこれ名歟なるべきも辨すべからず。

是の書近世行はるゝ所凡そ三、一は澤存堂本、一は楊州詩局本、一は明の内府本。張曹兩本には一字の異なし。明の内府本は字數は張曹本に視て同じけれども每部の中の次序は同じからず、注文も稍畧なり。此の本は當に即ち明の内府本の祖とする所なるべし。然るに明の内府本と刊する所の廣韻とは之を祖本に檢すれば均しく未だ譌誤を免れず。而るに此の本匡の字貞の字に遇へば亦元槩廣韻の匡字の紐下に尙宋諱を闕避するがごとし、蓋し二書元槩なりと云へども其の源は實は皆宋時の舊帙に出でたるにて今世の觀ひ易き所の者に非ず。即ち張曹の兩本此を得て互校せば是正する所良に多からん、珍とすべきのみ。

每半葉十二行、行ごとに大は二十一字小は二十七八字等しからず。卷末の木記にいふ

第二章 元 本

三二七

玉篇の研究

三二八

龍集乙卯菊節圓沙書院新槩と乃ち元の仁宗延祐二年なり。南齊世家之印、綠齋壽王夢廬借觀の各印あり。

錢塘の許文恪師も亦此の本を藏有せらる。袁太守芳瑛の跋にいふ。

玉篇三十卷 首に顧野王の序、一、進書の啓、一、次に總目、次に指南、天祿琳瑯載する所の宋刻本と同じ、蓋し寶とすべきなり。世に行はるゝ玉篇三、一は明の内府本、一は澤存堂張氏本、一は楊州詩局曹氏本。張曹は同じく一本より出でゝ注文やゝ繁く、明本は字數は二本と同じけれど每部の字の次第は各別に、注文も亦較畧なり。この本行歟字舛は明本より縮み、注文又張曹二本に較ぶれば繁きもの十の一畧なるもの十の九、當に節注の祖本たるべし。宋時を攷ふるに玉篇に原二本有りけん、其の馬氏備考に見ゆる者一、上元本となす、梁顧野王の撰、唐孫強の増字、一は即ち大廣益會本にして陳彭年等の重修。上元本は明初に猶存したれど今は復見るべからず。この本題して大廣益會と曰へば復上元本の舊に非ず、然れども

張刻の野王の序の升崧岱而告平の岱を此には岳に作り

進書啓の燿必無傳の燿を此には懼に作り

示部の秘密也の蜜を此には密に作り

玉部の琤絕縁切の下に張刻には貝名の二字を脱し、

曹刻の扒部の扒の又於蹇舞兒を此には扒に作り

旂於我切又於蟻切旂旂旂旂兒を此には於我於蟻二切——旂旂兒に作り

旂旂於檢切の下に曹刻には旂兒の二字を脱し

勿部勅呂至切の下曹刻には銛也快也の四字を脱す

此の如きの類逐卷累葉皆これ、間一二の譌處あれども均しく形迹の尋ねべきあり、則ち獨り諸本より古きのみならず抑亦諸本より善し

と、其の説參攷に資すべき者あれば特に之を附着す。定めて宋本と爲せるに至りては則ち天祿琳瑯の例に遵へるにて、蓋し未だ卷末の木記(慎吾按するに木記は指南の尾に在るべきに)を見ざりしのみ。

と有り。即ち匡貞の闕避によりて宋本の翻刻と斷し、注文いはゆる宋本(張曹二刻)よりも略なるによりて節注(いはゆる明内府本)の祖本とせるなり。

吾が圖書寮本は卷十四迄と其の後との二本に分れ、上卷は先づ總目ありて第一・二行にかけて大廣益會玉篇總目と大書し、第三行凡三十卷總五百四十二部、以下○卷第一 凡八部、一逸於上市示時二至而三思などと出し、此等の上には橢圓形内に白字にて一・二・三等の數字を出す。すべて七葉。次に大中祥符の牒、序、啓各一葉ありて玉篇廣韻指南の十二葉之に次ぎて其の順序楊氏のと同じからず。且つ指南の尾に龍集云々の木記あるを、隅録に卷末とあるも怪

しむべし。著者の見る所にては此の延祐本は至正廿六年(五十二年後)に再刻せられ、其の本また我が慶長九年の底本たるものとす。

乙卯を延祐のと斷ぜらるゝは元朝は至元十六年より至正廿七年まで(八十九年)つゞけるに、この間の乙卯は延祐二年に止まればなり。

この本校勘正しからず、天字の注の中央を中火に、珣字の音の許救切を許救に訛れるは既にこゝに認めらる。

(2) 圓沙書院泰定本(圖版二の左、五の右參照)

吾が前田侯爵尊經閣に藏せられて板式精良を極めたり。

先づ大中祥符の牒、序、啓あり。半面十一行、二十一字詰、玉篇廣韻指南之に次ぎて半面十二行となる。指南は第十二葉の表にて終りて其の裏に

泰定乙丑良月一行 圓沙書院新築一行

の木記あり、泰定乙丑は延祐丁卯より十一年の後とす。次に總目ありて本文となる、今一之四、五之十、十一之七、十八之廿二、廿三之三十の五本たり。

訪古志に廣韻を著録して有泰定乙丑菊節圓沙書院刊行木記と云(この本今は古逸叢書に收めらる)へば篇韻合刻と見ゆ。

序の崧岳と、啓の懼必と有ることは延祐本と同じけれど、指南が前に總目が後なるは又之と

異なり。又之と同系統なるべく思はるゝ至正丙午本にして祭子滯切を了に、璣公了切を子に訛れる(慶長刻本につきていふ或は翻刻の際の誤かもはかり難し)に此の本は訛らざれど、又倡齒年切や盼詩夷目盼兮等はこの本も誤れり。要するに指南總目の前後は一時の製本の結果と見れば、延祐本と全同ならじとも同じき系統の中に有るべし。

(3) 内閣文庫十一行本(圖版四の左六の右参照)

吾が内閣文庫の藏。文字適美にして秀勁なれば打見ては宋版かと思はるゝ者なり。宋代歷朝の諱を避けねばにやその書目にも元板とあり。惜しい哉卷一―五、十六―二三までを缺きたれば、今卷六―十一、十二―十五、廿四―三十の三本となさる。

毎卷、頁を改めて宋本の如く不隔流水ならず。半面十一行、一行大小字を合せて二十二字なるを常とす。

卷六につきて云へば

第一行 大廣益會玉篇卷六凡十部

第二行より第六行まで目次 西舒手部第六十六 竦收部第六十七

第七行より本文

にして部首の出し方、文字の序次、注の文章いづれも宋本と小異あり。而も延祐本とも異なるは部首の音の出し方のみにても明白なり。

第二章 元 本

玉篇の研究

卷三十の尾には偏傍正俗不同見二十卷尾と標して類隔更音和切のみを出し、卷廿四の尾に偏傍のを出せり。蓋し卷三十の末頁には裏の第十行迄本文ありて餘白は一行に止まれば偏傍のを出されぬは事實なれど、卷廿七、八など何れも半頁の餘白あるに故らに偏傍のを卷廿四に廻しゝは故あるにや。

本文終れば分毫字様。四聲五音九弄反紐圖と出せるは宋本の順序なるが、而も反紐圖の上に五音聲論を收めぬは之と異なり。反紐圖は半面を存するのみにて以下缺脱したれば何を以て卷を終へしや不明なれども卷初に玉篇廣韻指南の無かりしは想像するに難からず。果して然らば今は其の年代の明確ならぬを以てこゝに序でたれども前の貳本よりは古く、元本ながら玉篇廣韻指南を竄入せぬ者にてはあらざりしか。

忘年の友川瀬一馬氏は精鑒を以て聞ゆ。其の舊刊本大廣益會玉篇に就いて「書誌學第一、卷第三號所載」に於て此の本を推して無刊記宋刊本(建本)とし、從來元板とせるを誤とせしは「打見ては宋版かと思はるゝ者なり」とせし管見を是認せられしものにて快云ふべからず。氏は又前に述べし圖書寮尊藏の宋本につきても、内閣文庫、帝室博物館、帝國圖書館等所藏の廣韻(杭本)と刻工名一致するが故に同時代同地方の刊なり、金澤文庫の零葉また同板の南宋刻たり」と云はれぬ。

(4) 内閣文庫十二行本(圖版六の左八の右参照)

十二行本は三種ありて俱に刊行年月不明なり。一は吾が内閣文庫に藏せられて目睹し、他の二は日本訪書志によりて知るに止まる。先づ志の文を引かん

大廣益會玉篇三十卷元刊本 每半葉十二行、四週双邊。篇幅は至正本に較ぶれば尤も廓し。刊板の年月なけれど、毎に作れど改めて讀む蓋し亦元槧なり。この書張刊の宋本との異同の處は已に至正本と鄭氏本との兩跋に見ししが、茲に復毎部の字數に即きて之を合校するに、須部の如き張刊本は六字なるにこの本は一の類字少く天祿琳瑯に説所と合ふ。土部は張本三百四百と誤りたれど改めて引く五十五字なるに此には四百これも恐らくは三百ならん五十六字と題す。因りて此の部の字々につきて互對して乃ち一の浮字を複して而も説解の同じからざるを知り、又張本には埒埒墟屋の四字ありて此の本には之なく至正本鄭本も同じ。此の本には塋塋壘塚の四字あり至正本鄭本も同じ。張本には之なし。然らば他部本とあれど改めて引くの出入何ぞ紀するに勝ふべけん。他日當に此の數部と張本と一々對勘すべし。姑く爲に其の端を此に發しぬ。

大廣益會玉篇三十卷元刊本 この本は牒文・序・啓・反切切の字を脱せれど今補ふ指南を缺けども本書の各州字に訛れど今改めて引く卷は皆全し。其の篇幅は至正と鄭氏との兩本よりも贏あまれり、蓋し亦元刻。每半葉十二行にして四周は双邊。每卷に赤龍館の印あり。按ずるに岸本氏の藏本、此と牒式相同じけれど、此は更に前に在るに似たり。或は

彼即ち此本より翻雕せしならん。其の首一冊を缺くを以ての故に抑へて第四志には原本第一、北宋槧本第二、元刊本二種を第三、四と序でたれば此の本を第四とはいふなりに置く。

而して同著の留眞譜に十二行本一種を出せるが、其の高さ六寸九分半、闊さ四寸二分なれば蓋し篇幅至正本高さ六寸二分、闊さ三寸九分に較ぶれば尤も廓しと云へる前者ならん。

さて内閣文庫本は今卷十一、十二、十九、廿四を佚せるを以て第一、九、十三、十八、廿五、三十の三本に分たれ、その卷一の首二頁は四周双邊なれど他は皆單邊たるの一事にても上に引ける二種と異なること明らかに、土部の文字も亦張本と同じ。野の内側に高さ五寸一分闊さ三寸六分五なれば留眞譜に載するものと高さの異なるも明かなり。

開卷第一、二行にかけて 大廣益會玉篇一部并序 凡三十卷この四字は白字と標し、次に大・中・祥符の牒を九行十九字詰に出せるもの半面を以て初頁とす、思ふにこの半頁は恐らくは十一行本に屬すべきものならん。さは云へ前項に述べし者の零頁と考ふべきには非じ、前項の篇幅は既に云へる如くなるに此は高さ六寸二分五厘、闊さ三寸八分五厘にて相合はざる、前項の字牒清秀なるに比して此は著しく肥鈍なる等なればなり。

次頁又 大廣益會玉篇一部并序 凡三十卷 を以て起れども二行にかけず白字とせず、且十二行二十字詰たり。牒後に字數を出して直に序に、又直に啓に接するを以て第三葉の第十

一行にて畢り、その後六行を隔て、玉篇序終の一行あり。
次に總目を出すこと

第一行 大廣益會玉篇總目

第二行 凡三十卷 總五百四十二部

第三行 卷第一凡八部

第四行 一於逸切 上市讓切 示時至切 二而至切

の風にて第八葉第十一行にて部首を出し畢り、その裏第七行に 大廣益會玉篇總目終の一行あり。文字を出す順序宋本と大同にして小異なれど五段に大字を並べて出せるは宋本と復に異なり。注も復に簡。玉篇廣韻指南を收めぬこと、前の十一行本と同じ。

この本延祐本とも異なるは例へば玉部にて延祐本は一百七十七字とあるに、此の本は一百六十七本とあり、順序も初八字は同じきが其の後は相出入せり。

(5) 内藤博士藏十二行本

卷三より八までと十七より二十三までとを各一卷とせる不完本なり。淺艸文庫及び「家在本國和歌吹上之浦」の二藏印を存す。

之を内閣文庫の十二行本に比するに、この本は卷三初頁の高さ七寸一分闊さ四寸三分にて、彼の高さ五寸一分闊さ三寸六分五厘よりも復に大なれば別種たること明かなり。さて此く

廣板なるは訪書志に「至正本に較ぶれば尤も廓し又は其の篇幅至正鄭氏兩本よりも贏れり」と云へる十二行本を想起せしむるを以て、志にいふ所を以て之を検するに四周双邊なるも須部五字にして額字なきも相同じ。さはあれ此の二點は志にいふ二種に共通なれば其の何れたるを定め難く、志に云へる土部のことはこの本に其の部を缺きたれば檢するに由なし。

蓋し女部の文字の順序に於て館字(其の四十八行目)以下は至正丙午本と建安鄭氏本と相同じからず。然るにこの本は至正本と吻合せり。さては至正本と同じきか。否其の分卷の上に於てこの本は特に他と異なるものあり。蓋し玉篇の分卷は宋本も略同じきに、獨りこの本は別個の形を取りて明の永樂本及び五山版の襲用する所となれり。この本は勿論不完なれども其の存する部分が正しく永樂本と同じきは然推定するに十分なるに非ずや。いかに分卷せられたるかは請ふ全部完存せる永樂本の條に於て述べん。

内藤博士は著者が其の分卷の永樂本と同じきを述ぶるや

敵藏至正翠巖精舍本(次項に述ぶる者)に比すれば板式なども粗劣のやうにて多分永樂本に相異なからん

敵藏十二行本は元本と申すこと猶疑はしく存候。楊星吾の説も確據とはならぬやう存ぜられ候

と垂教せられたれど、著者が恭仁山莊にての瞥見はなほ之を明板にくり下ぐるを躊躇せしむ

れば此處に述べたり。但し己が愚見をうけざるには非じかし。

(6) 至正丙申本

丙申は至正の十六年に當る。亦内藤博士に藏せらる。この書の事訪古志には目錄及び第一卷の末に「至正丙申孟夏翠巖精舍新刊」の記あり、卷首に千手眼大士璽寶の印（上に龍形ありて北條の虎印の如し）あり。又「下谷金杉壽永寺」の印あり。

また訪書志には

大廣益會玉篇三十卷元刊本 每半葉十三行、每行大字十九字、左右双邊。首に大中祥符六

年の牒文あり、次に野王の序、次に進玉篇の啓、目錄の後に「至正丙申孟夏翠巖精舍新刊」の木記あり。又後に新編正誤足註玉篇廣韻指南あり、蓋し釋神珙の反紐圖に據りて僧守溫等の字母を増益せしもの、之を第一卷となす。後に又木記ある前と同じ。この本、張士俊刻する所の宋本を以て之を校するに此には大中祥符の一牒多くして毎部の文字の次序、張本と同じからず、殆ど坊賈その注の文字の數を均しくして排寫に便せんと欲し、唯檢尋に易きをのみ圖りて、類に依りて相從へるの義を知らざるもの。玉篇原本の次第を考ふるに皆説文に本づく、張刻宋本已に移易あれども然も甚しくは懸絶せず。此は則ち任意に排置して全く義例なし。但し據る所の原本は當に是祥符の官刊なるが故に仍祥符の一牒を存するなるべし（慎吾按するに訪書志に元本を録する四通の中、

第二章 元 本

三二七

玉篇の研究

三二八

年月の徵すべきは此の書なれば、首に之を出したるを以て遂にこの言あるなり。張刊本に牒文なし、故に朱竹垞は認めて上元の孫強の本となしたれど、大廣益會の題未だ改まらねば亦祥符本より出でしなり。二本同源異流當に互に相訂正すべき處あらん。

此の本、卷首に狩谷望之の印あり、又掖齋の印あるは即ち望之の字とす。望之博く群書を極め、其の求古樓所藏の秘本は日本の冠たるに此の冊を珍惜す。洵に貴ぶべきなり。とあり、この翠巖精舍は延祐甲寅にも周易傳義十卷を刊行せることありて、其の本、吾が宮内省圖書寮に存すれば當時の老舗たり。

この書の字を出す順序は示部第三の祇字以下三行にて檢すれば建安鄭氏本と同じ、知らず全卷も亦然りや否やを。

(7) 至正丙午本

吾が靜嘉堂文庫等に藏せられて即ち我が慶長九年刊本の底本たり。葉德輝の卽園讀書志重刻元至正本（わが慶長刊本を指すなり）には左の言をなせり

楊紹和の楹書偶錄に「元刻本あり云々、乃ち延祐の刻なり、中略、袁芳瑛の跋に云々」上の延祐本の條に引く。今この本を取りて之を考ふるに一々袁跋と相同じく行字も亦復異なるなければ此の南山書院本も圓沙書院本と同じく一源に出で、且匡字貞字の缺筆も亦圓沙本の舊の如くなれば此の二本又必ず同じく宋槧より出でたるべきは疑なし。元人の

書を刻せる西湖雪窓等の書院の如きは皆精舎の通稱にして講學の書院には非ざるなり。
此の書の圓沙、南山も皆其の例とす

始に牒序、啓は半面十一行、毎行二十一字、次に總目は半面十二行となりて五段、この首尾に大廣益會玉篇總目と標せるは二行にかけて大書。

次に玉篇廣韻指南十二葉あり、亦半面十二行。此は第十二葉の表にて終れば、裏に

至正丙午良月一行 南山書院新槧一行

の本記あり。蓋し訪書志に廣韻元刊本を著録して序後有本記題至正丙午菊節南山書院刊行と云へば此も亦篇韻の合刻なり。本文亦半面十二行注の双行の所にて行二十八字。

卷末に偏傍正俗不同例を出すもの三所、卷十、十八、三十の末なれば、さる分卷にやと思はるれど今は二本なり。

この本も校勘精からず。延祐本にて云ひし天の字の條の中央を中火に、珣の字の條の許敕切等なほ舊のまゝなり。

(8) 建安鄭氏本

近年上海涵芬樓の四部叢刊に建德周氏本を以て覆刻せる者、この本訪書志にはわが新宮城の本を以て著録せれば亦之を引かん。

大廣益會玉篇三十卷元刊本 この本の板式は至正本(もと至順本として再見せり、されど

志中に至順本とあるは廣韻にして玉篇に非ず、今改めて引くに校すれば稍羸れど行款は亦同じ。唯標題、彼には大字に作りて兩行に跨れるに此は只一行を占むるのみ。目錄の後に鼎形の本記ある中には篆書の「宗文」の二字あり、下には建安鄭氏鼎新綉梓の方本記あり。其の字跡を相るに亦元代の刊本。其の中の張刻本との參差の迹は已に至正本(6の條を見よ)の跋中に略見せり。今復之を比較するに目錄の如き、宋本は三十卷分れて上中下の三冊となりて十卷毎に一冊となれる、毎冊に十卷の總目ありて、毎卷又總目あるは非なり、蓋し野王の玉篇三十卷、孫強本も亦三十卷、毎卷一軸たる故に應に毎卷に總目あるべきも斷じて上中下三冊に分つの理なし。祥符の官刊に増刪ありとも卷子を改めて摺疊本と爲せるは亦必ず其の舊に仍らん。然らずば、既に重修を経たる時若毎卷葉數の過少を嫌はゞ何ぞ必ずしも、之が合併を爲さずして三十卷に仍らんや。
北宋の官刊にては太平御覽の類の如き亦毎卷三十葉に及ばず、此蓋しなは卷子本の舊に沿ひたるにて、卷子本は過長なる能はざるを以てなり。南宋に至り始めて之が合併をなして毎卷相連屬して不隔流水となしぬ。この本の目錄通じて第一卷の首に在るは固より祥符の舊式に非ざれども、三十卷に上中下を分たぬと毎卷各自に首尾をなし、て相接續せぬとは又この本の勝れるところなり、慎吾按するに此の本卷首に三十卷の總目を出せり、故に揚氏は「祥符の舊式に非ず」と云ふ。宋本は十卷の分づゝを上中下三卷の首に出す、故に揚氏は「毎冊に十卷の總目あるは非なり」と云ふ。宋本は不隔流水な

るに此の本は卷の改まる毎に頁を改む故に楊氏は「每卷各自に首尾をなして相接續せぬは此の本の勝」といふなり。さて宋本は每卷の首にその卷の總目あるに此の本になし。此は宋本の勝なるべきこと楊氏の「每卷一軸たる故に應に每卷に總目あるべし」の言に照すも明かなり。然るに楊氏の「每卷又總目あるは非なり」と云ひしは前後撞着せる觀あるが、恐らくは每冊毎卷と疊出せるを非とせし迄にて、每卷の首には應に有るべきなり。又目錄も張刻にては部首は大字にて居中し「本文たるをいふ」部數は下に旁注せしを、この本にては部數は陰識、部首は陽識たり、疑ふらくは此の本古たらん。この本毎卷に新宮城書藏印あり、日本儲藉家の有名なる者。

この書牒、序、啓に始まりて次に新編正誤足註玉篇廣韻指南として之を出せど、その内容は毫も普通の指南と異ならず。半面牒は十一行、序啓は十二行、指南は十四行、總目及び本文は十三行なる如く一定せず。一行は注文にて二十七字。

殆ど至正丙午本と同じけれど小異も有り、天字の注の中央が改まれる類。されど珣字の許敕切は依然、剩へ丕字の注の或作の下に脱字。

今の四部叢刊本にはその末に「玉篇總目偏旁篆書之法を附せり。此は前に陸心源の宋刻玉篇殘本の題跋を引いて言及せる所の物にして宋本に既に存せるなれど、目睹する所に隨ひてこゝに述べんとするなり。再び陸氏の文を引けば

偏旁篆法は三本(元本と張曹二本)に皆無し。南宋の時蜀浙閩にて坊刻最も風行となすが、閩刻には往々書の前後にて別に題識を爲し刊刻の原委を序述し、其の末には則ち「博雅の君子幸に忽諸にする毋れ」と曰ふもの即ち書估の惡札なるが蜀浙本には此の種の語無し。證するに篆法前の題語を以てすれば其の宋季元初の閩中の坊刻たること疑なきなり。

又莫友芝の宋元舊本經眼錄に云ふ

大廣益會玉篇宋本 この本、今の張曹兩刻に校すれば偏旁篆書の八葉多し。蓋し南宋書肆の意増する所、その用心や良に善し、唯部目は本以て從ふ所の諸字を領する者、而るに一玉には乃ち弋丞を用ふるとき者少からず、則ち何を以て訓せんや。

と、兩者は必ず同じき物ならん。叢刊のには

玉篇の刊本に從て篆文を載する者なし(慎吾按するに莫陸兩家の言を失念したるか)。吾が友の宋子岱に宋本の目錄ありて「玉篇總目偏旁篆書之法」と題して並に説八行を列す。

宋時の坊肆の爲す所なれども要するに尙、野王許書に比附するの意を存すれば爰に元本玉篇の後に借印すといふ 壬戌九月孫毓修識

の後記が有り。半面八行五段、各段楷書を上に、篆隸をその下に出し、五百四十二部首なれば五葉半と又五行に亘り、その末に「右之音切已具總目此不重載」の一行有り、最初の半面には標題の外いはゆる説八行有りて「博雅君子幸毋」以下にて結ばる。宋子岱の家には單に宋本目錄のみ

存したる如く聞ゆるは怪しむべし。

(9) 建安蔡氏本

訪古志に又

首に大中祥符六年の牒、新編正誤玉篇廣韻指南及び總目あり。卷首には大廣益會玉篇卷第一凡八部 一部第一八字と題す。この本前本(至正丙申本)に比すれば板様縮小にして指南の後には百三十餘字の行草の識語あり。總目の末には梅坡の鼎印および建安蔡氏鼎新綉梓の木記あり。卷尾にも建安蔡氏鼎新刊記の八字あり。

とあるもの、目睹せぬ所なれば之を引くに止む。蓋し鼎新は新にほどの義にて當時の通用語たり。

(10) 鐵琴銅劍樓藏本

瞿氏の鐵琴銅劍樓の宋金元本書影の元本書影の經部四十三にこの本を出せり。半面の行數、一行の字數など至正二十六年本と同じけれど同本ならぬ證は

至正本

この本

頤字の注 一云衆也

一云衆也

頤 同 頤後也

頤后也

頤 同 五鐙切

五鈺切

第二章 元 本

三三三

玉篇の研究

三三四

頤 同 偏也

偏也

などの外に其の字舛俚俗にして一見して無知の書賈が射利の印行たるを知らるるなり。

(11) 天祿琳瑯書目に載せたるもの

天祿琳瑯書目に載する所を瞿氏の如き個人所藏の、後におくは極めて當らねども、其の述ぶる所、書の内容に觸れずして他の諸本と比較して何物もを知るに足らざるを以てなり。載する所は正編元版に一種、後編同に二種の三あり

大廣益會玉篇一函十二冊 梁の顧野王撰、唐の孫強増、三十卷。前に大中祥符六年都大提舉

玉篇所の牒及び字數野王序啓各一首、玉篇廣韻指南一卷あり。

この書宋版大廣益會玉篇に較ぶれば尺寸加贏し紙色墨光は其の古潔を遜る。篇目字數は兩書相同じきが此には玉篇廣韻指南一卷多し。按ずるに隋の陸法言廣韻五卷を撰し宋の陳彭年等之を重修す、その書玉篇と相渉らず。馬端臨文獻通考に玉篇三十卷、像文玉篇貳十卷、玉篇解疑三十卷、重修玉篇三卷を載すれど未だ玉篇の下に於て廣韻の二字を綴る者を見ざれば此は乃ち強ひて牽合をなせるにて復宋槧の舊に非ざること明けし。正編卷二

又一函二冊 篇目は前の宋板經部に見ゆ。

按ずるに元の陸友の研北雜志に「顧野王の玉篇はたゞ越本最も善し、末に會稽の吳

氏三一嬢寫すと題す、楷法殊に精し」と、これ唐の上元本は元時に猶在りしなり。此は宋の重修本なれども校刻したらんには差據るに足るとなす後編卷八

又一函八冊 篇目は前の宋板經部に見ゆ。

書中に徐氏の印三あり、蓋し明の魏國公府の所藏、愼吾按するに徐氏名は達字は天德、太祖の功臣、官右丞相に至り魏國公に封ぜらる。

(12) 開封府所翻元本

丁氏の善本書室藏書志に著録する所、曰はく

大廣益會玉篇三十卷 明開封府翻元刊本 この書前には牒一道並に記あり、次に序啓各一篇、又總目、及び玉篇廣韻指南一卷、釋神珙の反紐圖は即ちその中に在り。謹で天祿琳瑯の元版經部に載する所を按するに此と正に同じく、後考には此は宋版大廣益會玉篇に較ぶるに尺寸加贏し云々とあるに今の版刻も實に贏れり。たゞ印刷の模糊なること廣韻と一式なれば殆ど明にて元本を翻せし者なり。

と。今按するに訪書志によれば鄭氏本は至正丙申本より稍贏り、二種の十二行本また丙申本より贏る者と尤も廓き者と有りと云へば元本の大は區々たりしに似たり。こゝにいふ所の者果して上に述べたる諸本以外を以て祖本としたりや或は其の中のいづれかを翻刻して印刷模糊となりしにや俱に知るべからざれば姑くこゝに出しぬ。若し上に記せる諸本の中よ

り出でたるならば寧ろ明本の條に出すべきものたるなり。

(13) 各本の系統

今、著者の目睹せる、延祐、泰定、内閣文庫十一行、同十二行、内藤博士藏十二行、至正丙申、同丙午、鄭氏の八本につきて其の系統を探らんとするに、其は諸書を列ねて並觀してこそ目的を達すべけれ。著者の如く東西に借覽して三四の事項を検討するものにありては其の事項漸次に増さりゆく毎に前に思ひ及ばざりしを噬臍するのみなれば殆ど完全なる結論に達せられぬぞうたてき。然はあれど左の四類ありといふは不可なからんか。

一、内閣文庫十一行、十二行の兩本は文字を出す順序も注文も宋本と異にして兩本互に又不同、玉篇廣韻指南を收めぬこと兩本同じ。

二、延祐本と泰定本とは大同小異 延祐本と至正丙午本とは全同(袁氏の説による) 至正、丙午本と鄭氏本とは注文は同じけれど文字の順序異なり。

三、内藤博士十二行本は至正丙午本と全同なれど、部首の分卷は他の何れとも不同。

四、至正丙申本と鄭氏本と全同(示部より推して)。